

第 2 5 回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 7 月 1 3 日（月）午後 1 時 5 6 分から午後 2 時 5 3 分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁（3 階）

3. 出席した農業委員（1 3 人）

会 長	1 4 番	前 川 正 人			
委 員	1 番	佐 藤 雄 一	2 番	鹿 又 幸 也	
	3 番	後 藤 義 昭	5 番	中和田 吉 彦	
	6 番	館 山 友美子	7 番	小 島 良 金	
	9 番	瀧 澤 正 一	1 0 番	佐 藤 吉 美	
	1 1 番	坂 本 雄 司	1 2 番	廣 瀬 恵美子	
	1 3 番	武 島 竜 太			

4. 欠席した農業委員（1 人）

8 番 小田原 正 一

5. 遅参した農業委員（0 人）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大 谷 和 正
事務局次長兼農業振興係長	新 妻 暁 生
農地係長	門 馬 優 樹
事務局主査	佐 藤 達 也

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 専決処分について

(1) 時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定の登記事案調査について

(2) 農地の転用事実に関する照会について

報告第2号 報告事項について

(1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について

(2) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について

(3) 農地転用許可に係る工事完了報告について

(4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

(6) 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 現況確認証明申請について

議案第5号 令和8年度 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画
(一括方式) について

議案第6号 令和8年度 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画
(再転貸) について

8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻前ですが、お揃いなので、全員ご起立を願います。一同「礼」。着席願います。

議 長 本日は、第25回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。
それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第25回相馬市農業委員会総会を開会いたします。
本日の欠席の届出は、8番小田原正一委員です。
日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。事務局長。

事務局長 それでは、先月の総会以降の諸般について、ご報告申し上げます。お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。6月16日火曜日、黒木地区で農地の転用事実に関する調査を廣瀬委員、大和田委員に実施していただいております。6月22日月曜日、農業委員・農地利用最適化推進委員研修会をドリームズファーム相馬工場で開催いたしました。多くの委員の皆様にご参加いただきましてありがとうございます。なお、この研修会の場で本総会に係る議案を配布させていただきます。6月25日水曜日、坪田地区で農地の時効取得に関する現況の調査を佐藤雄一委員、荒委員に実施していただいております。6月30日火曜日、日下石地区で農地の転用事実に関する調査を桑折委員に実施していただいております。7月2日木曜日、広野町役場で開催された浜通り地方農業委員会協議会総会に前川会長と私で出席しております。7月3日金曜日、及び6日月曜日、本日の総会に向けて現地調査を行っています。7月11日土曜日、本年度の遊休農地対策事業として、黒木地区でひまわりの播種を実施いたしました。こちらも多くのご参加ありがとうございました。7月13日月曜日、本日ですが相馬市農業委員会だよりが全国農業新聞特別賞を受賞したことについて中和田委員・後藤委員・館山委員が、市長に報告しております。

議 長 次に、日程第2、議事録署名委員の指名を行います。13番武島竜太委員、1番佐藤雄一委員、ご兩名を指名いたします。

次に、日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

次に、日程第4、議事に入ります。報告第1号 専決処分についてを議題といたします。(1) 時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定の登記事案調査について(2) 農地の転用事実に関する照会について事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第1号 専決処分について、ご説明申し上げます。(1) 時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定の登記事案調査について、時効取得を原因とする登記申請が行われたため、福島地方法務局相馬支局登記官から通知がありました。ここで、農地の時効取得について説明申し上げます。通常、農地の所有権を移転をする場合、農地法第3条に基づき、許可を取得する必要がありますが、時効取得については、農地を相続する場合と同様、農地法ではなく民法の規定に基づき所有権が移転されます。備考欄に民法第162条第1項の条文を記載しておりますので、ご確認ください。それでは、内容について説明いたします。令和8年5月26日に、5番後藤義昭農業委員及び玉野地区島信文農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、また同日に登記権利者に玉野公民館にお越しいただき、事務局から登記権利者に対し、事実関係の聴取をしたところです。今回、登記義務者から登記権利者へ所有権を移転するもので、調査の結果、占有の経過の記載のとおり登記権利者(占有者)が昭和54年3月30日から現在まで、20年以上所有の意思をもって、平穏かつ公然と他人の農地を占有(管理)しており、農地に係る時効取得の要件を満たしていることを確認いたしました。(2) 転用事実に関する照会について、今月は1件の照会がありました。福島地方法務局相馬支局登記官から、令和8年6月10日付けで「農地の転用事実について」照会があり、回答については、農林水産省通知に基づき、照会の日から、2週間以内に回答する必要があるため、専決処分として取り扱いさせていただきました。申請人の住所、氏名、土地の所在はそれぞれ議案書記載のとおりです。なお、

申請人は、既に死去している許可申請者の子に当たります。令和8年6月16日に12番廣瀬恵美子農業委員及び大野地区担当大和田義一農地利用最適化推進委員とともに確認を行い、転用目的「車庫建築及び通路用地」として、転用目的のとおり使用していることを確認し、令和8年6月17日に土地の現況を「非農地の宅地」と回答いたしました。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、報告第2号 報告事項についてを議題といたします。(1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について(2) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について(3) 農地転用許可に係る工事完了報告について(4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について(5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について(6) 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第2号 報告事項について、事務局よりご報告いたします。(1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について、今月は1件の届出を受理いたしました。去る7月6日、6番・7番・10番委員及び地区担当推進委員とともに現地調査を実施いたしました。届出の内容のとおりに農業用倉庫が建築されていることを確認いたしました。(2) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、今月は1件の報告を受理いたしました。去る7月3日、2番、3番、5番委員及び地区担当推進委員とともに現地調査を実施し、工事の進捗状況を確認いたしました。(3) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は6件の報告を受理いたしました。番号1から番号6について、去る7月3日及び7月6日に各輪番委員及び地区担当推進委員とともに現地調査を実施し、農地転用の許可条件のとおりに工事が完了していることを確認いたしました。(4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受

理について、今月は4件の届出を受理いたしました。権利の取得事由についてはいずれも相続によるものとなっており、番号1を除いて農業委員会によるあっせん等の希望はありませんでした。番号1については、地区担当の農業委員、推進委員にあっせんを依頼させていただいているところです。(5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は38件の通知を受理いたしました。解約の理由については、すべて耕作者変更による解約となっており、今後、相対契約となるものを除き、「本総会議案第5号」及び「第6号」に上程されております。なお、番号1から番号13および番号15から番号28については、これまで個人として借り受けていた農地を、今後は法人として借り受けるものであります。

(6) 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について報告いたします。お手元にお配りした資料をご覧ください。去る7月3日及び7月6日に各輪番委員及び地区担当推進委員とともに現地調査を実施し、資料に記載の96件について判断いたしました。まず、農地と判断したものについて報告いたします。96件のうち2件は農地と判断いたしました。番号を読み上げさせていただきます。番号55、番号72については農地と判断いたしました。その他の94件については非農地と判断いたしました。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番から3番について担当委員挙手願います。2番鹿又幸也委員をお願いします。

2 番 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について案件番号1から3番まで調査担当委員を代表して順次報告させていただきます。まず、1番案件について6月22日地区担当推進委員と2名で現地にて譲受人立会いのもと、許可申請の内容確認を行いましたのでご報告します。申請人・申請地の所在等は議案書記載のと

おりです。権利の設定は所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況・世帯における従事者と従事状況・経営面積については議案書記載のとおりです。現地調査にて譲受人には不耕作地がないことを確認しております。許可基準第1号・第4号については要件を満たしております。許可基準第2号について譲受人は個人ですので非該当です。許可基準第3号について議案書記載のとおりで該当ありません。許可基準第5号について譲受人に転貸・質入れ等の事実がないため非該当です。許可基準第6号、地域調和要件について議案書記載のとおりで地域の調和が損なわれるような問題はありません。なお、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。2番案件を報告いたします。6月22日地区担当推進委員と2名で現地にて譲受人立会いのもと、許可申請の内容確認を行いましたのでご報告します。申請人・申請地の所在等は議案書記載のとおりです。権利の設定は所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況・世帯における従事者と従事状況・経営面積については議案書記載のとおりです。現地調査にて譲受人には不耕作地がないことを確認しております。許可基準第1号・第4号については要件を満たしております。許可基準第2号について譲受人は個人ですので非該当です。許可基準第3号について議案書記載のとおりで該当ありません。許可基準第5号について譲受人に転貸・質入れ等の事実がないため非該当です。許可基準第6号、地域調和要件について議案書記載のとおりで地域の調和が損なわれるような問題はありません。なお、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。3番案件を報告いたします。6月22日地区担当推進委員と2名で現地にて譲受人立会いのもと、許可申請の内容確認を行いましたのでご報告します。申請人・申請地の所在等は議案書記載のとおりです。権利の設定は所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況・世帯における従事者と従事状況・経営面積については議案書記載のとおりです。現地調査にて譲受人には不耕作地がないことを確認しております。許可基準第1号・第4号については要件を満たしております。許可基準第2号について譲受人は個人ですので非該当です。許可基準第3号について議案書記載のとおりで該当ありません。許可基準第5号について譲受人に転貸・質入れ等の事実がないため非該当です。許可基準

第6号、地域調和要件について議案書記載のとおりで地域の調和が損なわれるような問題はありません。なお、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議 長 次に、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より補足説明いたします。まず、番号1について、申請地は、譲渡人の耕作農地の集団から外れていたことから、耕作の効率化を図るために処分を検討しておりました。今般、申請地の隣接地を所有している譲受人に引き受けてもらえることとなったため、申請に至ったものとなります。次に、番号2について補足説明いたします。譲渡人は相続にて農地を取得したものの、遠方に居住しているため、農地の処分を検討しておりました。今般、これまでも耕作していた譲受人に引き受けてもらえることとなり、申請に至ったものとなります。次に、番号3について補足説明いたします。こちらは、譲渡人が農地の処分を検討していたところ、申請地の近接地を所有する譲受人に引き受けてもらえることとなり、申請に至ったものとなります。なお、現在の耕作者は申請地の購入を望まなかったこともあり、今回の所有権移転に伴い譲受人が新しい耕作者になることについては了承済みです。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より審査内容を説明申し上げます。案件1について、申請人・申請地及び併用地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、駐車場用地です。工事期間は、許可の日から3カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利として、抵当権がありますが抵当権者の同意取得を確認しております。また、⑥併用地の有無は、申請人所有の宅地です。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

議 長 続いて、調査担当委員より、調査の報告をお願いします。担当委員举手願います。7番小島良金委員お願いします。

7 番 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、1番案件です。去る7月6日に、6番委員・10番委員・地区担当推進委員・事務局2名とで現地調査を行いました。調査担当委員を代表してご報告いたします。申請人・申請地につきましては議案書に記載のとおりです。許可基準第1号立地基準、申請地は基盤整備された10ヘクタール以上の連担性のある農地であることを現地調査で確認し、第1種農地と判断いたしました。しかし、この案件は既存の駐車場の機能を拡充する申請内容であり不許可の例外事業の既存施設拡張事業の基準を満たす転用計画です。許可基準第2号は第2種農地でないため該当しませんが、既存の施設を拡充することが目的ですので代替地の検討は特に必要ありません。以上の事から立地基準は満たしております。許可基準第4号は議案書に記載のと通りの対策で周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容を説明申し上げます。案件1について、譲受人・譲渡人・申請地及び併用地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、コンビニエンスストア施設用地です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）です。工事期間は、許可の日から7カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利もあります。また、⑥併用地の有無は、譲渡人所有の宅地です。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。次に、案件2について、譲受人、譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、艇置場及び駐車場用地です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）です。工事期間は、許可の日から1カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利もありますが、こちらは他人利用の申請となっております。ここで、他人利用の転用についてご説明申し上げます。本来、土地の利用者本人が転用事業者として、転用申請を行うこととなっております。しかし、例外的に他人利用の申請について、以下の要件を

満たしている場合、許可をすることが可能です。①申請者の職業との関連性②既存の施設がある場合、その面積及び利用状況③必要とする具体的な理由④転用面積の妥当性⑤貸付の相手方が決まっているか、借りる側の業種、必要台数、必要数量⑥転用計画の明示、以上の要件について、本件にあてはめて審査します。①申請者は、有限会社藤商会の代表取締役にあたります。②既存施設は、申請地周辺に2箇所約1,600平方メートルを所有し、現在艇25台・20台ずつ保管しているが、満車状態です。③先に述べたとおり、艇置場用地が不足しています。④追加で艇3台、搬送用トレーラー3台を置く場所を確保するために必要です。⑤貸付の相手方は、●●●●●●●●●●となっており、覚書及び理由書の提出があり。現在保有台数(預かり含む)艇45台・搬送用トレーラー3台・事業用乗用車3台です。⑥転用に係る土地利用計画は、議案書のとおりです。よって、農地転用に係る他人利用の要件を満たしております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。次に、案件3について、譲受人・譲渡人・申請地及び併用地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、太陽光発電事業用地です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転(売買)です。工事期間は、許可の日から1カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分は、東北電力ネットワークの太陽光発電設備系統連系承諾を受けていることを確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。次に、案件4について、譲受人、譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、太陽光発電事業用地です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転(売買)です。工事期間は、許可の日から1カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分は、東北電力ネットワークの太陽光発電設備系統連系承諾を受けていることを確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。次に、案件5について、譲受人、譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、太陽光発電事業用地です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転(売買)です。工事期間は、許可の日から6カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分は、東北電力ネットワークの太陽光発電

設備系統連系承諾を受けていることを確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。次に、案件6について、譲受人・譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、太陽光発電事業用地です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）です。工事期間は、許可の日から6カ月を予定しております。ここで、申請地は法定外公共物（道路）を挟んで、2筆ありますが、事業目的、主体、計画の連続性及び位置的な関連性を考慮して一体的な申請として取扱います。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分は、東北電力ネットワークの太陽光発電設備系統連系承諾を受けていることを確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

議 長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。案件1番について、担当委員挙手願います。3番後藤義昭委員お願いします。

3 番 農地法第5条の規定による許可申請、案件1番について報告いたします。去る7月3日、2番委員・5番委員・地区担当推進委員・事務局2名とで現地調査により確認してまいりました。担当委員を代表して調査結果を報告いたします。譲受人・譲渡人・申請地・併用地は、議案書記載のとおりです。転用後の用途はコンビニエンスストア施設用地です。権利の移転設定内容は所有権の移転（売買）です。工事期間は許可の日から7カ月です。転用許可基準第1号は、第1種住居地域の中にある農地であり、第3種農地になります。第2号は非該当です。第4号は議案書記載のとおりです。第5号は該当ありません。地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議 長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。案件2番について、担当委員挙手願います。6番舘山友美子委員お願いします。

6 番 農地法第5条の規定による許可申請、案件2番について報告いたします。去る7月6日に、7番委員・10番委員・推進委員・事務局2名で、現地調査を行いました。調査担当委員を代表して報告いたします。本件は、艇置き場及び駐車場用地として利用を目的とし

た所有権移転（売買）です。許可基準第1号、立地基準については、申請地は概ね10ヘクタール未満の農地であることを現地調査で確認し、第2種農地と判断しました。許可基準第2号については代替地の検討結果もあり、申請地以外での事業実施は困難と判断しました。以上の事から、立地基準を満たしております。続いて、許可基準第4号については、議案書記載のと通りの対策で周辺農地への影響・支障はないものと判断しました。また、地区担当推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議 長 続いて、調査担当委員より、調査の報告をお願いします。案件3番について、担当委員挙手願います。3番後藤義昭委員をお願いします。

3 番 農地法第5条の規定による許可申請、案件3番について報告いたします。去る7月3日、2番・5番・地区担当推進委員・事務局2名とで現地調査により確認してまいりました。担当委員を代表して調査結果を報告いたします。譲受人・譲渡人・申請地・併用地は議案書記載のとおりです。転用後の用途は、太陽光発電事業用地です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。工事期間は許可の日から1カ月間です。転用許可基準第1号は、10ヘクタール未満の農地であり第2種農地となります。第2号は、他の場所では、不可能と見ました。第4号は議案書記載のとおりです。第5号は該当ありません。地区担当推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議 長 続いて、調査担当委員より、調査の報告をお願いします。案件4番について、担当委員挙手願います。5番中和田吉彦委員をお願いします。

5 番 農地法第5条の規定による許可申請、案件4番について報告いたします。去る7月3日、2番委員・3番委員・地区担当推進委員・事務局2名と現地調査を行いましたので報告いたします。譲受人・譲渡人・申請地は議案書記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について申請地は、周辺が50メートル以内の間隔で概ね50戸の家屋が並んでおりますので第3種農地の市街地内農地の要件に該当しますので立地基準は満たしております。従って、許可基準

第2号は、該当しません。許可基準第4号は、議案書記載のとおり
の対策で、周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また、
地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいた
だいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議 長 続いて、調査担当委員より、調査の報告をお願いします。案件5番に
ついて、担当委員挙手願います。2番鹿又幸也委員お願いします。

2 番 農地法第5条の規定による許可申請、案件5番について調査担当
委員を代表して報告いたします。7月3日、3番委員・5番委員・
地区担当推進委員・事務局2名とともに現地調査を行いましたので
結果を報告いたします。申請人・申請地の所在や転用後の用途は議
案書記載のとおりです。許可基準第1号立地基準、申請地は非線引
き区域用途区域外に位置し概ね10ヘクタール未満の農地である
ことを現地調査で確認し、第2種農地と判断しました。許可基準第
2号、代替地の検討結果もあり申請地以外での事業は困難と判断
し、以上の事から許可基準は満たしております。許可基準第4号①
②③に、関しましては議案書記載のとおりの方策で周辺への影響・
支障はないものと判断いたしました。また、地区担当推進委員から
も「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可
相当と判断いたしました。

議 長 続いて、調査担当委員より、調査の報告をお願いします。案件6番に
ついて、担当委員挙手願います。10番佐藤吉美委員お願いします。

10番 農地法第5条の規定による許可申請、案件6番について報告いた
します。去る7月6日に、7番委員・地区担当推進委員・事務局2
名とで現地調査を行いました。調査担当委員を代表して報告いたし
ます。申請人・申請地については、議案書記載のとおりです。許可
基準第1号の立地基準については、申請地は非線引き区域用途区域
外であるとともに10ヘクタール未満の農地であることを現地調
査で確認し、第2種農地と判断しました。許可基準第2号は代替地
の検討結果もあり、他の場所での事業は困難と判断しました。以上
の事から許可基準は満たしております。許可基準第4号は議案書記
載のとおりの方策で周辺への影響・支障はないものと判断いたしま
した。また、地区担当推進委員からも「意見なし」との回答をいた

だいております。以上の事から許可相当と判断いたしました。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号 現況確認証明申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番について、担当委員挙手願います。5番中和田吉彦委員お願いします。

5 番 議案第4号 現況確認証明申請について、番号1番、去る7月3日、2番委員・3番委員とともに現況確認してまいりましたので、ご報告申し上げます。議案書記載のとおり周辺の状況からも今後農地として耕作することは困難と見てまいりました。従って農地の現況は、周辺の状況から「原野」とすることが適当と判断いたしました。

議 長 続いて、番号2番について担当委員挙手願います。7番小島良金委員お願いします。

7 番 議案第4号 現況確認証明申請について、番号2番です。去る7月6日に、6番委員・10番委員・地区担当推進委員・事務局2名とで現地調査にて現況を確認してまいりました。調査担当委員を代表してご報告いたします。申請地は議案書記載された理由のとおりで樹木があり周辺の状況からも今後農地として耕作することが困

難と見てまいりました。従って申請農地の現況は、申請地目のとおり「山林」として証明書を交付することが適当であると判断いたしました。

議 長 次に、事務局より、補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第4号 現況確認証明申請について事務局からの説明は特にございません。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号 現況確認証明申請については、委員報告のとおり証明することに決せられました。次に、議案第5号 令和8年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画（一括方式）についてを議題といたします。本件に関し番号1番から20番までについて、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第5号 令和8年度農地中間管理事業の農用地利用集積等

促進計画（一括方式）について、番号１番から番号２０番までについて説明します。権利の設定人および被設定人は議案書記載のとおりです。番号１番から番号１３番まで、備考欄にもあるとおり新規参入となります。ただし、本件の農地は、これまでも岩子地区などで就農されています●●●●が耕作している農地で、この新規参入の法人も●●●●の法人です。●●●●自身も一緒に事業を行うことから実質的には耕作を継続するものです。続きまして、番号１４番から番号１９番までについては、新たに利用権を設定する契約です。最後に番号２０番につきましては、これまでの耕作者が亡くなりましたので一旦保留となっておりましたが、耕作者のご家族が耕作を引き継ぐこととなりましたので、この度上程したものです。いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の要件はすべて満たしております。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、意見なしとすることにご異議ありませんか。

（ 「異議なし。」との声 ）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第５号 令和８年度 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画（一括方式）については意見なしとすることに決せられました。次に、議案第６号 令和８年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画（再転貸）についてを議題といたします。議案第６号 番号１番から番号６番については、１１番坂本雄司委員が農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定による議事参与の制限に該当することから１１番坂本雄司委員は暫時の間、退場願います。

(11番 坂本雄司委員 退場)

議 長 番号1番から番号6番について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第6号 令和8年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画（再転貸）について、番号1番から6番までについて説明します。権利の設定人および被設定人は議案書記載のとおりです。本議案は土地所有者と中間管理機構こちらはそのままに、前の耕作者から本件の耕作者が引き継いで耕作するものです。なお、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件はすべて満たしております。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、意見なしとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号 番号1番から番号6番については意見なしとすることに決せられました。11番坂本雄司委員の入場を認めます。

(11番 坂本雄司委員 入場)

議 長 11番坂本雄司委員にご報告いたします。議案第6号 番号1番から番号6番については意見なしとすることに決せられました。

次に、議案第6号 番号7番から52番を議題といたします。番号7番から番号52番までについて相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第6号 番号7番から番号52番について説明いたします。権利の設定人および被設定人はそれぞれ議案書記載のとおりです。番号7番から14番まで、こちらにつきましてはいずれも前の耕作者からそれぞれの耕作者がその農地を引き継いで耕作するものです。15番から39番までについて、こちらは先ほど議案第5号でも申し上げましたとおり、これまで耕作していた農地について法人名義で借り直し、その法人の従業員として引き続き耕作するものです。番号40番から番号47番まで、こちらも新規参入となっています、これまでも今田地区で就農されております●●●●が法人を作り、これまで個人名義で借りていた農地を法人名義で借り直すものです。続いて、48番から51番まで、こちらも同様に新規参入となっています、これまでも今田地区などで就農されている●●●●が法人となって引き続き耕作するもので、個人名義で借りていた農地を法人名義で借り直すものです。番号52番につきましては前の耕作者から今回の耕作者がその農地を引き継いで耕作するものです。いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件はすべて満たしております。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、意見なしとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号 番号7番から番号52番については意見なしとすることに決せられました。

以上で、提出された議案すべて終了といたします。

本日、決定したことの取扱いについては議長に一任願いたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。以上をもちまして、第25回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会	会 長	前 川 正 人
----------	-----	---------

議事録署名委員	13番	武 島 竜 太
---------	-----	---------

議事録署名委員	1 番	佐 藤 雄 一
---------	-----	---------